

令和 7 年度からの多子世帯に対する授業料無償化について (新規申込者向け)

「多子世帯に対する授業料無償化」とは？

国のこども未来戦略に基づき、多子世帯の学生等に対して、生計維持者の所得制限なく、大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額(私立大学の場合、授業料 70 万円/年、入学金 26 万円が上限)まで減額・免除する制度。令和 7 年度進学者ならびに令和 6 年度以前からの在学者から対象となる。

「多子世帯」とは、生計維持者が扶養する子供が 3 人以上の世帯を指す。多子世帯に該当するかどうかは、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込み、提出いただくマイナンバー情報により日本学生支援機構が判定。令和 7 年 4 月申請時は、令和 5 年 12 月 31 日時点での住民税の課税情報により判定される(申請時点のきょうだい数等での判定ではない)。なお、申請・採用後の継続には一定の学力基準等がある。

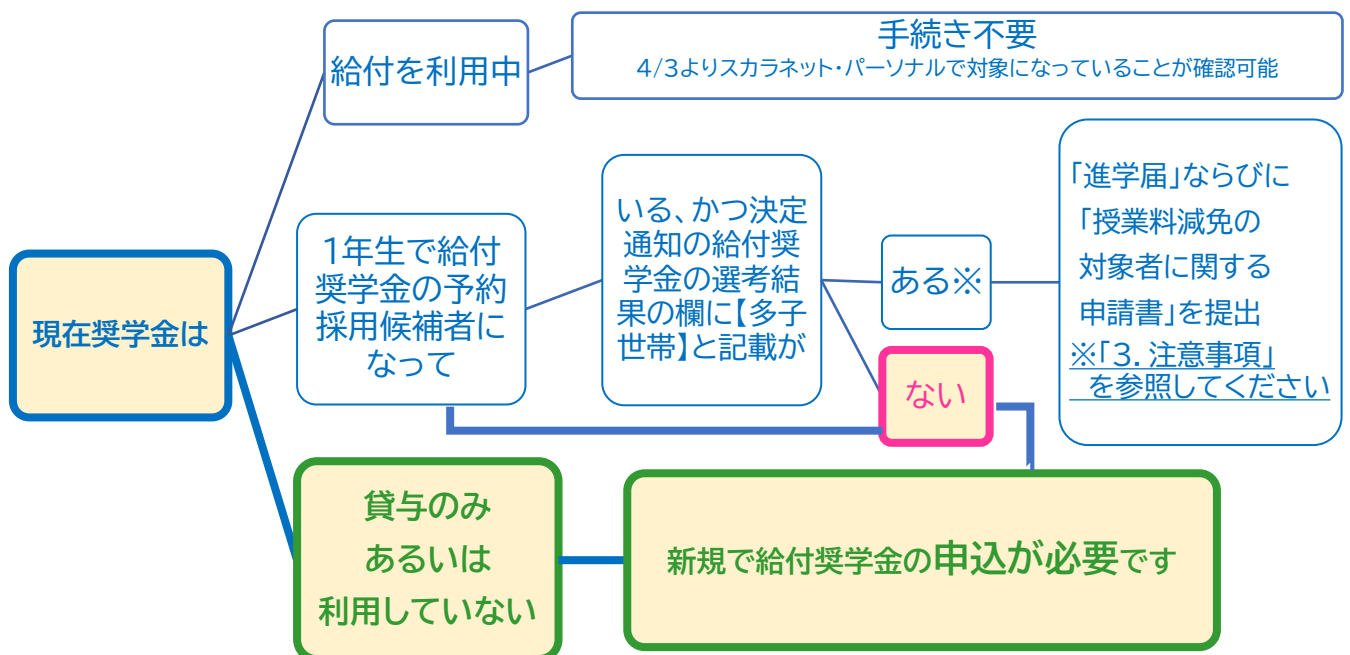
(※一度採用になっても卒業まで 4 年間授業料が減額・免除になるとは限らない)

1. 対象者

生計維持者が扶養する子供が 3 人以上の世帯で、本学入学者自身も扶養されている方(詳細は上記参照)。かつ、日本学生支援機構給付奨学金の成績基準を満たす方(詳細は別紙「日本学生支援機構奨学金【給付・貸与】の申込基準となる学業成績について」を参照)。

2. 申込方法

以下のフローチャートをご確認いただき、太枠の場合は申し込みが必要です。



※【多子世帯○】の記載があった場合でも、給付奨学金が「不採用」となっている場合は、新規で給付奨学金をお申込みいただく必要があります。

【日本学生支援機構の「給付奨学金」に申し込む】

① 申込書類を学生支援課に提出

- 記入済みのスカラネット入力下書き用紙のコピー
(全ページ(該当箇所)を埋めてコピーをしたもの)
※原本は「スカラネット」から入力する際に使用するので提出不要
- 通帳のコピー(名義人氏名・口座番号・支店名がわかるページ)
- 修学支援の措置に係る学修計画書 ※消えないボールペンで記入すること！
- 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書
- 高等教育の修学支援新制度に伴う授業料・入学金返還願
(1年生全員、2年生以上:4月18日までに学費を納入する方のみ)
- 【2年生以上で、学費の延納を希望する方のみ】
学費延納願(提出先は財務課！提出期日は4月8日(火)です)
- 【令和6年1月1日～令和7年3月31日の間に「新たに生まれた子等」がいる場合】
 1. 『「新たに生まれた子等」』の数の申告書
 2. 1の対象となることを示す公的証明書類(出生証明書、母子手帳、戸籍抄本等)の写し等

② 上記書類と引き換えに、識別番号(ユーザID・パスワード)を受け取る

③ インターネットサイト「スカラネット」から申し込む

④ あなたと生計維持者のマイナンバーを送信する

⑤ 「奨学金確認書兼地方税同意書」を送付する

【申込スケジュール】

募集回	①申込書類提出締切	③④インターネットでのスカラネット・マイナンバー入力締切	⑤奨学金確認書兼地方税同意書の提出締切	採用の可否(予定)
	提出先：学生支援課	提出先：スカラネット	提出先：日本学生支援機構	
第1回	4月21日(月)	4月23日(水)	4月30日(水) ※スカラネットで申込み後 1週間以内に送付すること	6月上旬
第2回	5月21日(水)	5月23日(金)	5月31日(土) ※スカラネットで申込み後 1週間以内に送付すること	7月上旬

3. 注意事項

①第一種奨学金と給付奨学金の併用利用の場合、第一種奨学金の「併給調整」があります

「多子世帯」に該当する場合、第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます（「併給調整」といいます）。

【多子世帯支援拡充の対象者に係る第一種奨学金の利用可能額】

②多子世帯支援拡充の対象者である場合

学 種	支援区分	国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大 学	第Ⅰ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	多子世帯 ※1	300円	6,300円	0円	5,600円

②「多子世帯の対する授業料無償化」は一度採用になっても、卒業までその対象となるためには「条件」があります

条件1) 毎年度末の「適格認定(学力)」により、一定の成績基準を満たす必要があります。
(基準については、採用決定後にご説明いたします。)

条件2) 毎年生計維持者が扶養する子供の人数を申告し、「多子世帯」の要件を満たす必要があります。

例えば、採用時は扶養する子供が3人いたものの、その後本学に在学する学生のきょうだいが就職し、扶養から外れたという場合は、「多子世帯」の要件を満たさず、支援の対象外となります。

扶養する子供の申告人数等を偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた場合、その不正が行われた日の属する学年の始期から認定取り消しまでの間に減免していた授業料について返納を求められるとともに、その徴収額に0.4を乗じた金額以下の範囲で加算金をさらに徴収されます。

条件3) 毎年4月に「在籍報告」をする必要があります。

ネット上のシステム「スカラネット・パーソナル」を利用し、一定期間に「在籍報告」の入力をする必要があります。条件2にある、生計維持者の扶養する子供の人数もここで申告します。

③「給付月額」は毎年9月に行われる「適格認定(家計)」により変動の可能性があります。

「多子世帯に対する授業料無償化」の支援対象となっている間は、授業料の減免額は第Ⅰ区分と同額となりますが、毎月口座に振り込まれる「給付月額」は、毎年9月に行われる「適格認定(家計)」により、支援区分が見直され、増額・減額・支援対象外となることがあります。